

高知県の給与・定員管理等について

1 総括

(1)給与の決定の仕組み

地方公務員の給与は、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないことになっています。

具体的には、人事委員会が民間事業所の給与の実態などを調査し、これに基づいた報告や勧告を知事と議会に行います。この報告や勧告を受けた知事は、給与の改定について検討した上で、これに必要な条例議案を議会に提出し、議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

(2)人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

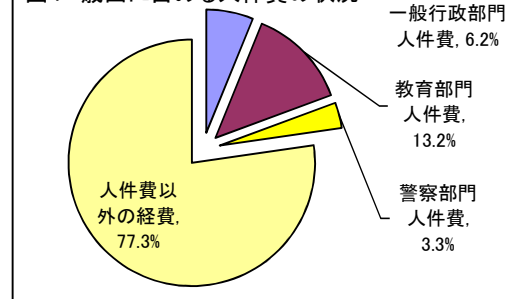
住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度 の人件費率
人 675,623	千円 473,554,741	千円 2,723,923	千円 107,497,188	% 22.7	% 23.7

(注) 人件費とは、職員及び知事、議員などの特別職に支給される給与、報酬等及び退職手当、地方職員共済組合への負担金、恩給、退職年金並びに災害補償などである。

○人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

	人件費 (千円)	構成比 (%)
人 件 費	一般行政部門	29,150,282 6.2%
	教育部門	62,521,596 13.2%
	警察部門	15,825,310 3.3%
	人件費計	107,497,188 22.7%
人 件 費 以 外 の 経 費	366,057,553	77.3%
歳出総額	473,554,741	100.0%

図1 歳出に占める人件費の状況



(3)職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)
人 12,758	千円 51,173,933	千円 8,636,873	千円 19,285,612	千円 79,096,418

(参考) 1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 (令和5年度決算)
千円 6,200	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 事業費支弁に係る職員の人件費を除く。
4 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

○職員の給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

区分	給料	各種手当（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）	期末・勤勉手当	計
一般行政部門	11,555,290千円	2,521,455千円	4,391,090千円	18,467,835千円 23.4%
教育部門	32,307,359千円	3,660,466千円	12,064,434千円	48,032,259千円 60.7%
警察部門	7,311,284千円	2,454,952千円	2,830,088千円	12,596,324千円 15.9%
計	51,173,933千円	8,636,873千円	19,285,612千円	79,096,418千円
給与費に占める割合	64.7%	10.9%	24.4%	100.0%

図2 給与費の部門別内訳

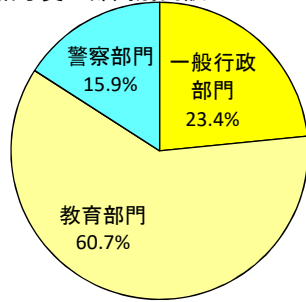
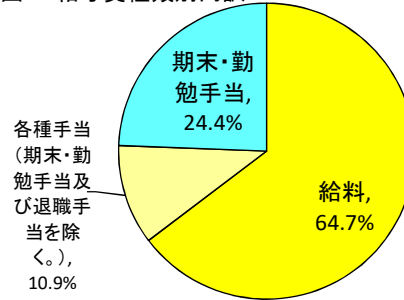
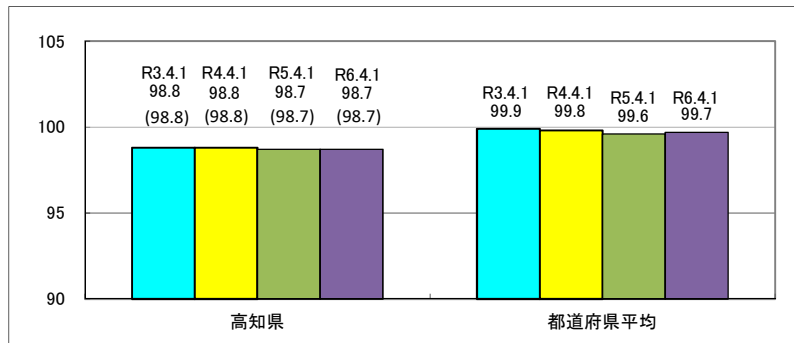


図3 給与費種類別内訳



(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

いずれも非該当

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A－B)	勧告 (改定率)		
6年度	343,218 円	332,886 円	10,332 (3.10%) 円	3.10 %	3.10 %	2.76 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A－B)	勧告 (改定月数)		
6年度	4.45 月	4.35 月	0.10 月	0.10 月	4.45 月	4.60 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔既に今回の見直しの趣旨に沿った水準等になっている。〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））
（既に今回の見直しの趣旨に沿った水準等になっている理由）

ア 本県は、平成18年度から実施してきた給与構造改革以降、給与制度は国に準拠することを基本とした上で、給与水準については、地域の民間給与との均衡を図るため、毎年 の公民較差に基づき給与の改定を行っており、独自に水準調整した給料表を作成するとともに、期末・勤勉手当についても、県内民間事業所の厳しい経営状況を踏まえ、国家公務員を下回る水準で改定を行ってきたこと。

イ 令和6年については、国が期末・勤勉手当を0.10月分引き上げたのに対し、本県は0.10月分引き上げたが、本県の支給月数は4.45月と、国の支給月数である4.60月を下回っていること。

ウ また、本県独自の任用等級制の下、平成19年に昇格運用の見直しを行い、3等級（行政職給料表が適用される職員で例示すれば4級及び5級の職）への昇任については、チーフ、班長等のポスト職に配置される場合に限って4級に昇格させるなど職務給の原則に基づく厳格な昇格運用を実施していること。

エ これらに加えて、勤務実績の給与への反映など、給与制度の適正な運用に最大限努めてきたこと。

オ こうした取り組みの結果、本県では、地域における民間給与との均衡が保たれており、職員の年代別の給与水準を県内民間と比較しても、国家公務員のように50歳台後半層の職員の給与水準が民間を上回る状況は生じていないこと。

カ また、本県のラスパイレス指数は、令和3年から令和4年までは98.8、令和5年から令和6年までは98.7と、国家公務員を下回る水準にあること。

キ さらに、給与制度の総合的見直し後の国家公務員と比較した場合でも、国家公務員を下回る水準となることが見込まれること。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

医療職給料表（1）が適用される医師及び歯科医師の支給割合について見直しを実施
（支給割合）国基準16%に対し、高知県においても16%を支給
（支給時期）平成27年4月1日より実施

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
国基準による支給割合	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
高知県の支給割合	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

- ・地域手当についても、給与制度の総合的見直しの一環として行われるものであることから、医療職給料表（1）が適用される医師及び歯科医師以外の支給割合は据え置いた。
- ・ただし、医療職給料表（1）が適用される医師及び歯科医師に係る地域手当については、人事院も、国の医師の給与水準が依然として民間の水準を下回っている状況にあることから、俸給表の引き下げを行わない中、地域手当の支給割合を16%に引き上げることとしており、本県における人材確保の困難性を踏まえ、国と同様に医療職給料表（1）が適用される医師及び歯科医師の支給割合を平成27年度から16%に引き上げた。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(7)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	41.7歳	309,796円	375,027円	330,438円
国	42.1歳	323,823円	－ 円	405,378円
都道府県平均	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円

②高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	46.0歳	379,300円	419,013円	396,722円
都道府県平均	44.8歳	370,607円	432,659円	－ 円

③小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	42.8歳	357,664円	396,895円	377,912円
都道府県平均	41.8歳	356,431円	412,158円	－ 円

④警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	38.7歳	327,918円	435,825円	351,733円
国	41.8歳	328,209円	－ 円	388,322円
都道府県平均	39.3歳	334,004円	475,875円	383,957円

⑤技能職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
高知県	60.4歳	15人	254,047円	277,907円	259,927円
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
うち用務員	62.2歳	2人	219,769円	235,269円	227,269円
うちその他	60.2歳	13人	259,320円	284,443円	264,928円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	— 円	330,553円
都道府県平均	53.9歳	149人	308,506円	363,394円	339,367円

区分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
高知県	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	46.6歳	225,300円	—
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	0.96
うちその他	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高知県	— 円	— 円	—
うち学校給食員	— 円	3,036,400円	—
うち用務員	3,462,128円	3,297,300円	1.05
うちその他	— 円	— 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外手当等を除いたもの）で算出している。
- 3 高等学校教育職及び小・中学校教育職の平均給与月額は、全ての諸手当込みの数字を記載している。
- 4 民間データは、総務省から提供されたもので、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査（いわゆる賃金センサス。10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象に、常用労働者のうち一般労働者について集計したもの。）のデータを使用している。（令和3年から5年の3ヶ年平均）
※「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。
①期間を定めずに雇われている労働者
②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者
③日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者
※「一般労働者」とは、短時間労働者（同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者）以外の労働者をいう。
- 5 民間データの労働者には、正社員だけでなく、いわゆる非正規雇用の労働者も含まれているが、技能職のデータは、任期の定めのない正規任用の常勤職員のみであるなど、技能職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 6 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		高 知 県	国
一般行政職	大学卒	201,400円	総合職 208,000円 一般職 196,200円
	高校卒	168,300円	166,600円
小・中学校 教育職	大学卒	224,600円	—
	高校卒	180,200円	—
高等学校 教育職	大学卒	224,600円	—
	高校卒	180,200円	—
警察職	大学卒	230,200円	総合職 235,500円 一般職 227,600円
	高校卒	195,500円	191,800円
技能職	高校卒	169,900円	(技能職員) 164,000円
	中学卒	156,500円	(技能職員) 155,300円

(3) 職員の経験年数別及び学歴別平均給料月額等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,272円 (32.8歳)	355,535円 (43.4歳)	383,564円 (47.8歳)	407,552円 (53.0歳)
	高校卒	231,621円 (28.5歳)	316,217円 (38.5歳)	358,356円 (43.4歳)	377,964円 (48.7歳)
小・中学校教育職	大学卒	323,962円 (32.4歳)	392,300円 (42.8歳)	418,023円 (47.6歳)	441,474円 (52.5歳)
	高校卒	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)
高等学校教育職	大学卒	318,486円 (32.4歳)	389,175円 (42.6歳)	427,842円 (47.7歳)	446,737円 (52.6歳)
	高校卒	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)
警察職	大学卒	288,779円 (32.7歳)	363,720円 (42.2歳)	435,220円 (47.7歳)	431,300円 (52.4歳)
	高校卒	265,371円 (28.9歳)	332,375円 (39.0歳)	406,275円 (43.6歳)	418,580円 (48.9歳)
技能職	高校卒	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)
	中学卒	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)	— 円 (—)

- (注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数であるが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数である。
2 数値を記載していない欄は該当者がいない、又は極めて少数であり、更に近似の年数も同様であるため記載していないもの。

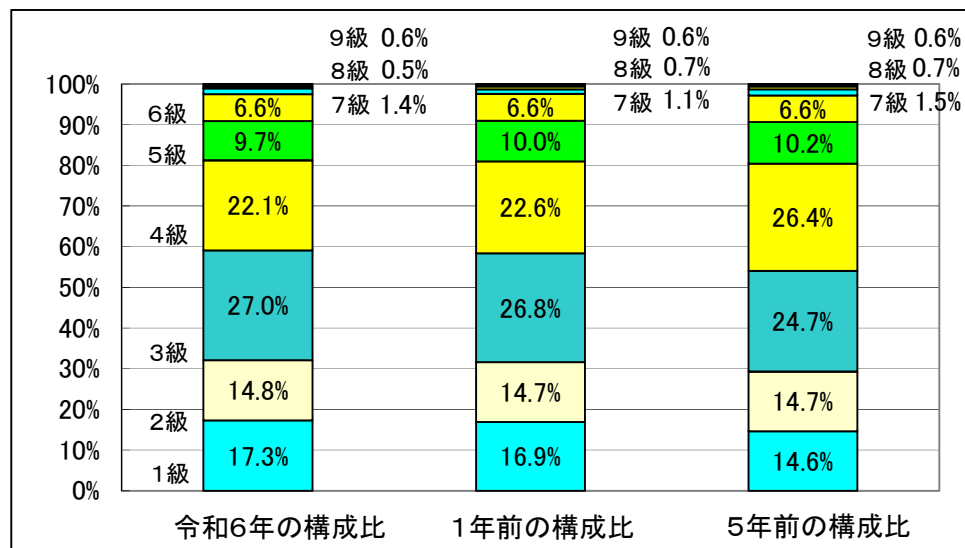
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

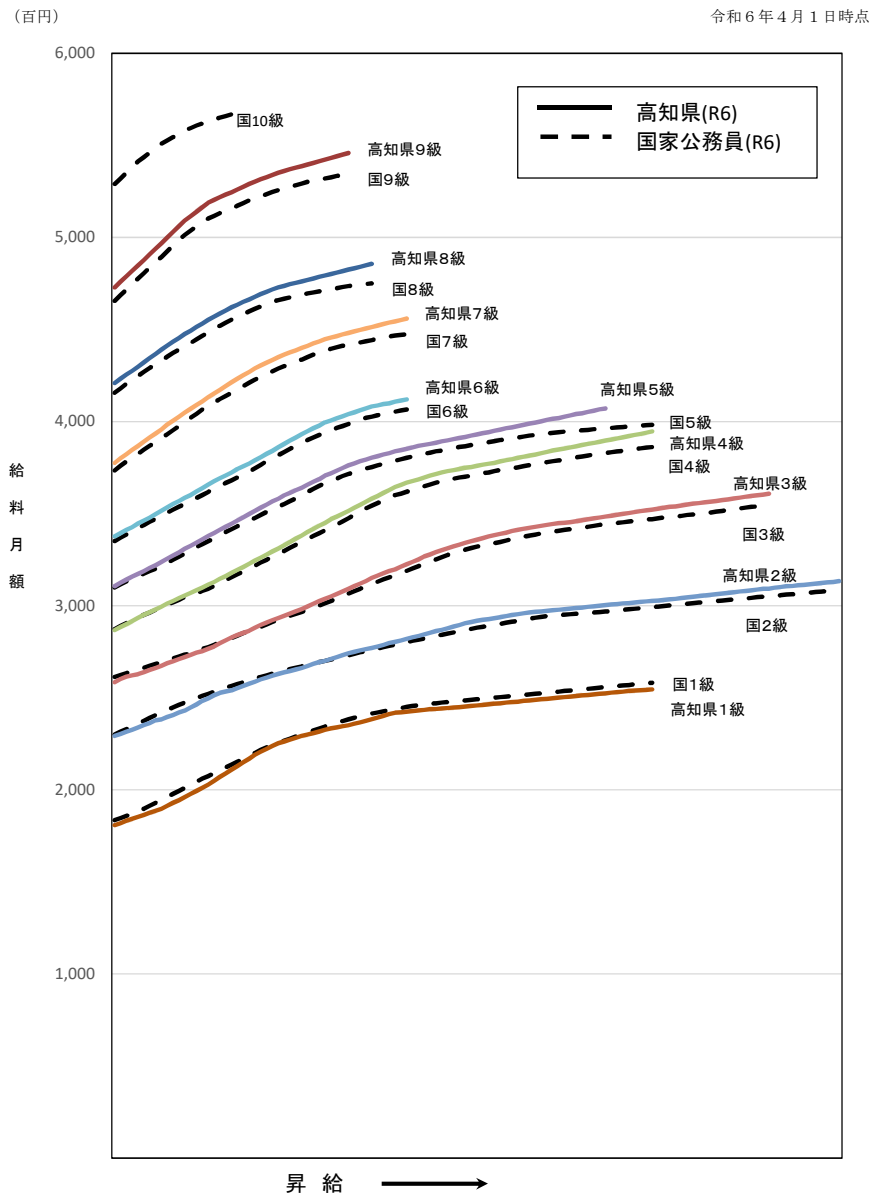
職員は、職務の種類に応じて9種類の給料表のいずれかが適用され、職務の複雑さ、困難性及び責任の度合いに応じて各々の級に区分されていますが、一般行政職では、次の表のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給給料月額
1級	主事・技師	618人	17.3%	159,400円	246,500円
2級	主査	530人	14.8%	206,700円	310,900円
3級	係長・主幹	965人	27.0%	238,400円	358,100円
4級	班長・主任	791人	22.1%	270,200円	391,800円
5級	課長補佐	347人	9.7%	296,100円	404,200円
6級	課長	235人	6.6%	325,500円	426,300円
7級	副部長・参事	49人	1.4%	369,000円	460,100円
8級	副部長	16人	0.5%	414,900円	482,200円
9級	部長・理事	23人	0.6%	468,400円	542,000円
計		3,574人	100.0%		

- (注) 1 高知県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 定年引き上げに伴い給料月額の7割水準に設定される職員を除く。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（高知県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

職員の勤務成績を適切に給与に反映させるため「Ⅰ 極めて良好」「Ⅱ 特に良好」「Ⅲ 良好」「Ⅳ やや良好でない」「Ⅴ 良好でない」の5段階の昇給区分を設定（昇給日は毎年4月1日。）。

【令和6年4月1日の昇給の状況（知事部局）】

区 分		全職員	
		職員数	職員数の構成比
昇給区分を決定した職員	I	31人	1.1%
	II	758人	27.4%
	III	1,913人	69.1%
	IV	49人	1.8%
	V	17人	0.6%
	小計	2,768人	100.0%
昇給区分を決定しなかった職員		697人	
総計		3,465人	

- (注) 1 職員数には、労働委員会及び収用委員会の職員を含んでいる。
2 「昇給区分を決定しなかった職員」とは、公益的法人等への派遣、育児休業等により勤務成績を判定できない職員、職務の級の最高号給を受ける職員、暫定再任用職員、新規採用職員等である。
3 職員数には、一般行政職以外の職員を含んでいる。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 知 県			国		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			—		
1,546千円					
(令和5年度支給割合)			(令和5年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分	0.85月分	6月期	1.20月分	1.00月分
	(0.675月分)	(0.425月分)		(0.675月分)	(0.475月分)
12月期	1.25月分	1.00月分	12月期	1.25月分	1.05月分
	(0.675月分)	(0.50月分)		(0.70月分)	(0.50月分)
計	2.50月分	1.85月分	計	2.45月分	2.05月分
	(1.35月分)	(0.925月分)		(1.375月分)	(0.975月分)
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階・職務の級等による加算措置			職制上の段階・職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%～20%			・役職加算 5%～20%		
・管理職加算 10%～20%			・管理職加算 10%～25%		

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高知県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

勤勉手当への勤務実績の反映については、平成11年6月から実施。暫定再任用職員へは平成29年6月から実施。
勤務成績は、「特に優秀」（暫定再任用職員はなし）、「優秀」、「良好」、「良好でない」の4段階に区分。
成績率は、職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、成績区分に応じて任命権者が決定。
令和6年6月支給分では、知事部局（労働委員会及び収用委員会を含む。）全職員で「特に優秀」に区分された者が93人（2.8%）、「優秀」に区分された者が800人（23.7%）、「良好」に区分された者が2,459人（72.8%）、「良好でない」に区分された者が25人（0.7%）であった。

(2)退職手当（令和6年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高 知 県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			（応募認定退職 2～45%加算）		
（自己都合）（勸奨・定年）					
4,090千円 22,097千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- 3 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日（国は同年1月1日）から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。
なお、これらの引下げ後、最高限度は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。
- 4 定年前早期退職特例措置について、国は従来の勸奨制度を廃し、平成25年11月1日より応募認定退職制度導入により加算率が増加した。

(3)地域手当（令和6年4月1日現在）

民間の賃金等が特に高い地域に勤務する職員及び医師に支給されています。

支給実績（令和5年度決算）	61,073千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	694,011円

(4)特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		475,867千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		104,174円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		35.8%	
手当の種類（手当数）		53種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税賦課徴収手当	税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して納税義務者等と直接接して行う納期限後の県税の徴収等の業務	日額 500円
回転翼航空機搭乗手当		消防防災等のため回転翼航空機に搭乗する業務	1時間 1,900円 (特殊条件下及び降下時に加算あり)
生活保護業務手当	福祉保健所に勤務する職員	生活保護法に基づく保護の決定のため、出張して要保護者若しくは被保護者の世帯又はその者の扶養義務者を訪問し面接する業務	日額 510円
死体処理手当	福祉保健所、療育福祉センター、希望が丘学園、児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員	職務に関連した死体処理の業務	日額 1,000円 (ただし、死体一体につき3,000円以内)
夜間看護等手当	療育福祉センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）の看護等の業務	深夜の勤務時間が 4時間以上 1回3,550円 2時間以上4時間未満 1回3,100円 2時間未満 1回2,150円 (深夜の勤務の交替に伴う一定の通勤の場合に加算あり)
感染症防疫作業手当	本庁、福祉保健所、衛生環境研究所又は家畜保健衛生所に勤務する職員	次に掲げる感染症の防疫又は治療の業務 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項又は第3項に規定する感染症 (2) 家畜伝染病予防法に規定する流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病又は鼻そ	日額 290円 (心身に著しい負担を与える作業に従事する場合290円に加算あり)
		口蹄疫等一定の家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	日額 760円
		豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業	日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害毒薬物取扱手当	薬務衛生課、福祉保健所、消費生活センター、農業大学校、農業担い手育成センター、家畜保健衛生所又は試験研究機関に勤務する職員	亜硫酸等一定の薬品を使用し、又は人体に有害なガスの発生を伴う試験、検査等の業務	日額 290円
放射線取扱手当	健康対策課、福祉保健所、衛生環境研究所、療育福祉センター又は工業技術センターに勤務する診療放射線技師等	放射線を人体に対して照射する作業等	日額 340円
精神保健福祉手当	精神保健指定医	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項又は第2項の規定に基づく診察	日額 290円
	障害福祉課、障害保健支援課、福祉保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	同法第27条第3項若しくは第33条第1項の規定に基づき精神保健指定医の診察に立ち会う業務又は同法第29条第1項若しくは第33条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者を移送する業務	
麻薬取締員手当	麻薬取締員	地方厚生局若しくは警察との協力捜査、受刑者と面接する業務又は麻薬等の中毒者若しくは依存者の家庭を訪問し面接する業務	日額 690円
と畜検査等手当	と畜検査員	と畜場法第14条の規定による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 300円
	畜産試験場に勤務する職員	牛、馬、豚、綿羊、やぎ及び鶏の殺処分又は剖検の作業	
動物愛護管理指導員等手当	狂犬病予防員	狂犬病予防法に規定する犬の処分、抑留、検診、予防注射等の業務	日額 300円
	動物愛護管理指導員	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づく特定動物の収容又は殺処分等の業務	
し尿浄化槽等検査手当	環境衛生指導員	し尿浄化槽又はし尿消化槽の立入検査の業務	日額 240円
公害防止業務手当	高知県公害防止条例その他の法令に基づく立入検査のための身分証明書を有する職員	高知県公害防止条例その他の法令に基づく著しいばい煙等を発生、排出する施設における立入検査の業務	日額 260円
爆発物取締手当	消防政策課に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に規定する保安検査又は立入検査の業務	日額 250円
	工業技術センター計量検定室に勤務する職員	計量法に規定する液化石油ガスメーター又はガソリンメーターに関する検定又は立入検査の業務	
急傾斜地作業手当	農業技術センター茶業試験場に勤務する職員	急傾斜地のほ場又は茶園の管理のための機械を使用して行う作業	日額 290円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	出張して直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務又は牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項の規定による死亡牛の検査のため、牛の死体から延髄を採取する作業	日額 500円 (牛の死体から延髄を採取する作業を行った場合は1,000円加算)
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛・馬・豚の自然交配若しくは精液採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛・馬・豚を御する作業	日額 230円
船舶乗船手当	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締りの業務	日額 370円
	水産試験場に勤務する職員	海洋調査船に乗り組んで行う海洋資源調査又は漁場開発調査の業務	
潜水作業手当	水産試験場、高知土木事務所に勤務する職員又は警察職員	潜水器具を着用して行う海底調査等の潜水の作業	潜水深度 20メートルまで 1時間 310円 30メートルまで 1時間 780円 30メートル超 1時間1,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	治山林道課、漁港漁場課、土木部の本庁、農業振興センター、林業事務所又は土木部の出先機関に勤務する職員（漁港漁場課に勤務する職員にあつては、（２）に掲げるものに限る。）	（１）暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水の警報発令後に行うもので、特に危険を伴うおそれがある作業又はその指導監督の業務で暴風雨、大雨、高潮、津波又は洪水警報発令中に行う次の業務（指導監督業務を含む。） ①巡回監視業務、水位調査業務 ②水防作業の現場における指導監督、水防作業、災害調査（状況調査を含む。） （２）異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等の現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う次の業務 ①巡回監視業務 ②応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務	（１） ①日額 710円 ②日額 1,080円 （２） ①日額 710円 ②日額 1,080円 ※夜間の場合は50/100、著しく危険な区域において作業又は業務に従事した場合は100/100を手当額に加算
道路上作業等手当	漁港漁場課、土木政策課、技術管理課、河川課、防災砂防課、道路課、都市計画課、公園上下水道課、港湾・海岸課又は土木部出先機関に勤務する技術吏員又は道路整備員	交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持修繕の作業等（指導監督業務を含む。）	日額 300円
トンネル内作業手当	治山林道課、農業振興センター、林業事務所又は土木部出先機関に勤務する職員	トンネル内の作業（指導監督業務を含む。）	日額 560円
高所作業手当	歴史文化財課、衛生環境研究所、海洋深層水研究所、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部に勤務する職員、農業に関する学科を設置する県立高校に勤務する技能職員又は警察職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は山、谷若しくはがけ等の40度以上の斜面上で行う危険性が特に著しい作業（指導監督業務を含む。）	日額 320円
圧搾空気内作業手当	土木部に勤務する職員	圧搾空気内で行う作業（指導監督業務を含む。）	気圧 0.2kgf/平方センチメートルまで 1時間 210円 0.3kgf/平方センチメートルまで 1時間 560円 0.3kgf/平方センチメートル超 1時間1,000円 （ただし、1日の従事時間が4時間以上のときは、4時間とする。）
用地交渉手当		出張して現地で土地等の所有者又は権利者と直接交渉する業務又は代執行の業務	日額 580円
公物管理等手当	道路法その他の法令に基づく公物管理の権限の身分証明書を有する職員	出張して現地で不法採取者、不法占使用者等に直接接して行う不法占使用の排除、原状回復のための措置等の業務	日額 420円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（多学年学級）を担当する教諭等	多学年学級における授業又は指導の業務	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級 日額 290円
添削手当	本務以外に通信教育の添削を担当する職員	本務以外の通信教育の添削指導又は面接指導の業務	提出レポートの添削指導に対して1通当たり 150円 面接によるものに対して教育課程表の1時間当たり 1,860円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の1級、2級又は特2級の適用を受ける職員	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務又は児童等に対する緊急の補導業務 ③修学旅行、対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ④入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの）	①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 5,100円 ④日額 900円 ⑤日額 3,600円（4時間以上） 2,700円（3時間以上4時間未満） 1,800円（2時間以上3時間未満）
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、研究主任、分校主任、人権教育主任、生徒指導主事の職務を行う教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言の業務	日額 200円
特別支援学校部主事手当	特別支援学校の各部に置かれる主事の職務を担当する教諭	当該各部の主事の職務である業務	日額 270円
夜間学級教育手当	夜間学級を置く県立の中学校の校長（専任）、副校長又は教頭	夜間学級に関する校務の整理等の業務	日額 710円
	主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭又は講師	夜間学級に関する教育又は養護の業務	日額 900円
捜査作業手当	警察職員	私服員として犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	日額 560円
鑑識作業手当	警察職員	法医学、理化学、指紋、手口、写真等の知識を利用する犯罪鑑識の作業	①犯罪現場 日額 560円 ②①以外の場所 日額 280円
交通捜査等作業手当	警察職員	交通事件及び交通事故の捜査並びに交通整理、交通取締り等の作業	日額 310円～1,260円
警ら用自動車運転作業手当	警察職員	警ら用自動車を運転して行う機動警ら、犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	日額 420円
巡回警ら作業手当	警察職員（地域勤務員）	巡回警ら作業	日額 340円
看守護送手当	警察職員	留置施設における被留置者の看守又は被留置者の護送の作業	日額 240円
超短波無線電話作業手当	警察職員	超短波無線電話による緊急手配、緊急連絡等の作業	日額 80円
運転免許路上試験作業手当	警察職員（運転免許試験官）	運転免許試験の路上試験の作業	日額 190円
身辺警護等作業手当	警察職員	①天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛 ②①の皇族以外の皇族の警衛 ③警護要則に規定する警護対象者の警護	①日額 1,150円 ②日額 640円 ③日額 1,150円
銃器犯罪捜査従事手当	警察職員	銃器犯罪において防弾装備を着装し、武器を携帯しての作業	日額 820円～1,640円
術科指導手当	警察職員（術科指導担当者）	柔道、剣道又は逮捕術の指導の作業	日額 200円
爆発物等処理作業手当	警察職員	①火薬類取締法等に規定する保安検査又は立入検査の作業 ②爆発物処理班員が、爆発物である疑いのある物件に接近して行う処理作業 ③特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いのある物質の処理作業 ④特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ⑤特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該特殊危険物質が発生するおそれがある作業	①日額 250円 ②物件1個当たり 5,200円 ③日額 4,600円 ④日額 250円 ⑤日額 460円
災害警備等作業手当	警察職員	①異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等においておこなう災害警備、遭難救助等の作業 ②都道府県警察に災害警備本部が設置された場合等により2日以上の作業及び著しく危険な人命救助の作業	①日額 840円 ②日額 1,680円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
国外犯罪情報収集作業手当	警察職員	国外において犯罪の捜査に関する情報収集業務の作業	日額 1,100円
国際緊急援助活動従事手当	警察職員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域における国際緊急援助活動業務	日額 4,000円
死体処理作業手当	警察職員	①検視官が行う検視又は死体解剖の立会作業 ②その他の死体取扱作業	①1回当たり 3,200円 ②1体当たり 1,600円～3,200円
夜間特殊業務等作業手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる警備等の業務	1回当たり 410円～1,240円
東日本大震災に対処するための特例	警察職員	原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域等で行われる作業	日額 660円～40,000円
回転翼航空機搭乗手当	警察職員	①操縦士の資格を有する職員が回転翼航空機に搭乗して行う警察活動作業 ②整備士の資格を有する職員が回転翼航空機に搭乗して行う警察活動作業 ③その他の職員が回転翼航空機に搭乗して行う警察活動作業	①1時間当たり 5,100円 ②1時間当たり 2,200円 ③1時間当たり 1,900円
浄化槽等保守作業手当	庁舎の管理業務に従事する技能職員	庁舎の浄化槽、汚水槽、雑排水槽の保守管理のため直接汚物に接触する作業	日額 250円
有害農薬使用手当	県立高校に勤務する技能職員	毒物又は劇物を含む有害農薬を使用する作業	日額 290円

(5) 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績（令和5年度決算）	2,874,134千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	225千円
支給実績（令和4年度決算）	2,780,173千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	214千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	職務の級における最高号給の給料月額100分の25を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額	同	—	730,425千円	740,796円
初任給調整手当	医師、獣医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難な程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 ・医師 上限額415,600円 ・獣医師 上限額 50,000円	異なる	国制度 獣医師の制度なし	70,531千円	1,259,482円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (行政職7級以上相当の職員については子以外は支給しない) (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同	—	1,067,345千円	196,601円
住居手当	1 自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給 2 単身赴任手当が支給される職員で、配偶者が居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給	・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃—23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上27,000円（支給限度額） (2は上記の1/2の額)	異なる	国制度 支給対象となる家賃額の下限及び手当額の上限が異なる	965,059千円	285,689円

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
特地勤務手当 (※準ずる手当)	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給 (※準ずる手当 当該公署等への異動等に伴い住居を移転した職員に支給)	給料及び扶養手当の月額(ただし、2分の1は異動等の日の給料及び扶養手当の月額)に対して100分の1から100分の18までの範囲で、公署の区分に応じた率を乗じた額 (※準ずる手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額に100分の2から100分の6の範囲で異動等の日からの期間等に応じた率を乗じた額)	異なる	国制度 支給率が100分の4から100分の25までの範囲	85,966千円	914,532円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	76,247千円	73,104円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿日直勤務をした場合に支給	1回 4,400円(特殊業務等5,300円～21,000円)	同	—	318,045千円	281,456円
管理職員特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて定額 1回 4,000円～10,000円 (6時間を超える場合は加算あり)	同	—	4,935千円	45,694円
	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給	職責に応じて定額 1回 2,000円～5,000円				
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員、自動車等を使用している職員等に支給	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 ・支給限度額 1箇月当たり56,200円 2 交通用具使用者 3,300円(片道2～5km)～36,800円(片道65km以上)	異なる (交通用具使用者のうち、地域手当支給地域の公署に勤務する職員については国に同じ)	国制度 1 上限額 55,000円 2 上限額 31,600円	1,211,585千円	124,431円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員等に支給	・基礎額 月額30,000円 ・加算額 配偶者の住居との距離区分に応じ最高70,000円を加算	異なる	国制度 加算額の距離区分が異なる	152,505千円	415,545円
農林漁業普及指導手当	農業改良助長法第8条第1項の普及指導員等	給料月額に100分の6を乗じた額			38,725千円	245,095円
へき地手当 (※準ずる手当)	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員等に支給 (※準ずる手当 当該学校等への異動等に伴い住居を移転した職員に支給)	給料及び扶養手当の月額に対して100分の1から100分の18までの範囲で、公署の区分に応じた率を乗じた額 (※準ずる手当 異動等の日に受けていた給料及び扶養手当の月額に100分の4を乗じた額 異動の日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額)			65,369千円	206,211円
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	定時制(夜間部) 19,000円 通信制 3,500円 (管理職手当受給者について併給調整あり)			33,530千円	266,111円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	職務の級に応じた定額 2級・特2級・3級 (農業・水産)19,000円 (工業) 16,000円 1級(農業・水産)14,000円 (工業)12,000円 (管理職手当受給者又は定時制通信教育手当受給者について併給調整あり)			46,421千円	226,444円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校又は県立の高等学校に勤務する教育職員に支給	上限額8,000円 職務の級及び号給に応じた定額			424,480千円	73,758円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,220,000円		
	副知事	940,000円		
	教育長	780,000円		
報 酬	議 長	900,000円		
	副議長	820,000円		
	議 員	770,000円		
期末手当	知 事 副知事	(令和5年度支給割合)		
		6月期	1.575月分	
		12月期	1.675月分	合計 3.25月分
	教育長	(令和5年度支給割合)		
		6月期	1.575月分	
		12月期	1.675月分	合計 3.25月分
	議 長 副議長 議 員	(令和5年度支給割合)		
		6月期	1.575月分	
		12月期	1.675月分	合計 3.25月分
退職手当	知 事 副知事 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料×在職月数×48／100	28,108,800円	(任期毎)
		給料×在職月数×35／100	15,792,000円	(任期毎)
		給料×在職月数×24／100	6,739,200円	(任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（知事及び副知事は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数（令和6年4月1日現在）の状況と主な増減理由

部門別の職員数と主な増減理由は、次のとおりです。

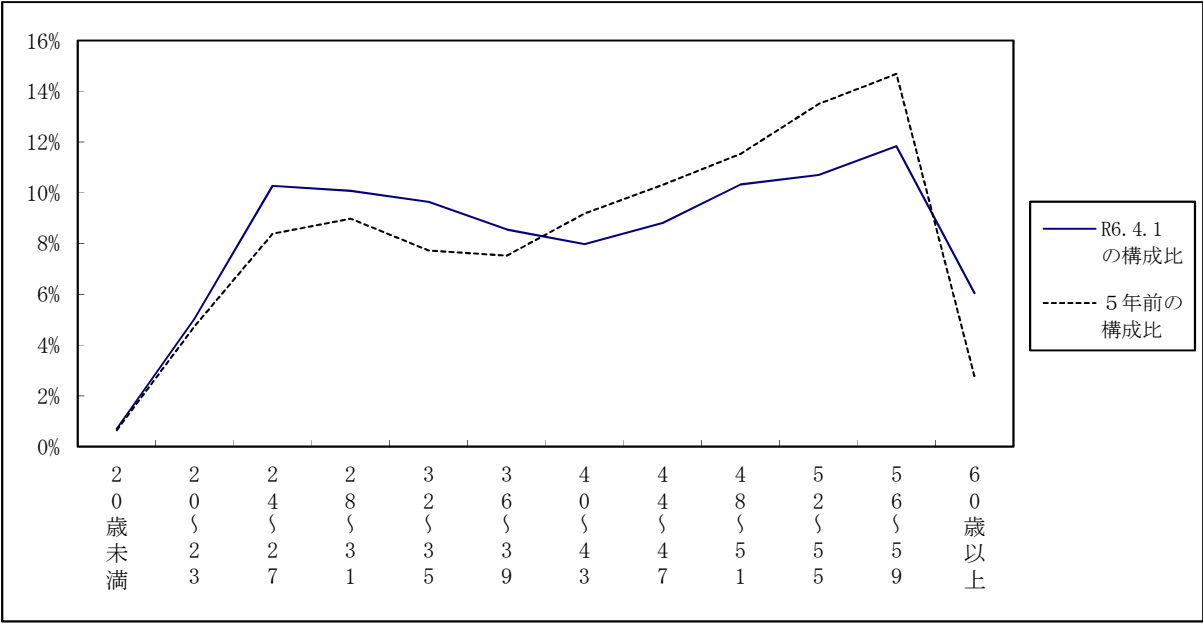
(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政部門	議会	29	29	0	
	総務企画	639	650	11	国民文化祭課の新設
	税務	135	134	△ 1	育休対応等の減
	民生	339	334	△ 5	育休対応等の減
	衛生	419	409	△ 10	ワクチン接種対応の終了、育休対応等の減
	労働	54	55	1	外国人材関係業務への対応
	農林水産	901	904	3	育休対応等の増
	商工	242	241	△ 1	派遣の減
	土木	712	710	△ 2	育休対応等の減
	小計	3,470	3,466	△ 4	(参考：人口10万人当たりの職員数513人)
特別行政部門	教育	7,030	6,922	△ 108	学校の統廃合等による減、退職者増加、採用者減少
	警察	1,921	1,914	△ 7	出向の増加
	小計	8,951	8,836	△ 115	(参考：人口10万人当たりの職員数1,307人)
公営企業等 会計部門	病院	801	813	12	研修派遣の増、その他体制上の充実等による増
	下水道	4	4	0	
	その他	60	58	△ 2	公営企業会計の適用終了
	小計	865	875	10	(参考：人口10万人当たりの職員数129人)
合 計		13,286 【15,865】	13,177 【15,865】	△ 109	(参考：人口10万人当たりの職員数1,950人)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員などを含み、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員含む。）、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除いている。

2 【 】内は、条例で定められた定数の合計であり、職員数の上限を表す。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 93	人 665	人 1,354	人 1,328	人 1,270	人 1,127	人 1,052	人 1,160	人 1,361	人 1,410	人 1,560	人 797	人 13,177

(3)職員数の推移

部門	区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	5年前との比較	
								増減数	増減率(%)
一般行政		3,436	3,444	3,467	3,458	3,470	3,466	30	0.9
教 育		7,277	7,312	7,244	7,165	7,030	6,922	△ 355	△ 4.9
警 察		1,925	1,921	1,918	1,928	1,921	1,914	△ 11	△ 0.6
普通会計		12,638	12,677	12,629	12,551	12,421	12,302	△ 336	△ 2.7
公営企業等 会 計		850	848	866	864	865	875	25	2.9
計		13,488	13,525	13,495	13,415	13,286	13,177	△ 311	△ 2.3

(4)障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

区分	令和5年				令和6年			
	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
知事部局	4,005.0人	122.5人	3.06%	2.6%	4,022.0人	123.5人	3.07%	2.8%
教育委員会	6,496.0人	184.0人	2.83%	2.5%	6,442.0人	207.5人	3.22%	2.7%
警察本部	375.0人	13.0人	3.47%	2.6%	373.5人	13.0人	3.48%	2.8%
公営企業局	570.5人	18.0人	3.16%	2.6%	574.5人	16.5人	2.87%	2.8%

(注) 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

2 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

7 公営企業職員の状況

高知県では、電気事業、工業用水道事業及び病院事業に関する公営企業を設置しています。

(1) 電気事業

①職員給与費の状況

令和5年度決算

総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
千円 1,186,446	千円 429,652	千円 441,442	% 37.2	% 35.2

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 (令和5年度決算)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
人 52	千円 203,850	千円 45,143	千円 81,912	千円 330,905	千円 6,364	千円 6,719

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 (電気事業)	45.5歳	350,529円	530,296円
団体平均	46.2歳	355,891円	558,512円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
2 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの電気事業の平均値である（情報提供：総務省）。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業（電気事業）			高 知 県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,575 千円			1,546 千円		
(令和5年度支給割合)			(令和5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
計 2.50月分	1.85月分		計 2.50月分	1.85月分	
(1.35月分)	(0.925月分)		(1.35月分)	(0.925月分)	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%～20%			・役職加算 5%～20%		
・管理職加算 10%～20%			・管理職加算 10%～20%		

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営企業（電気事業）			高 知 県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
（自己都合）		（勸奨・定年）	（自己都合）		（勸奨・定年）
－ 千円		－ 千円	4,090千円		22,097千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- 3 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日（国は同年1月1日）から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。
なお、これらの引下げ後、最高限度は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象者は、いません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分		高知県公営企業（電気事業）	
支給実績（令和5年度決算）		5,204千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		185,843円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		53.9%	
手当の種類（手当数）		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	電気事業及び工業用水道事業に従事する職員	特殊な作業又は監督に従事 第1号作業 傾斜30度以上の導水路の内部工事の作業及び監督等 第2号作業 制水門扉により制水中の水圧ずい道、鉄管路及び放水路の内部作業等 第3号作業 すい道内における作業（第1号作業及び第2号作業に規定する場合を除く）等	第1号作業 150円／時 第2号作業 120円／時 第3号作業 100円／時
交替勤務手当	発電管理事務所及び総合制御所の業務に従事する職員	交替勤務の一部、全部が深夜（午後10時から午前5時までをいう。）において行われる業務	交替制1回当たりの深夜における勤務時間 ・4時間以上 3,300円 ・2時間以上4時間未満 2,900円 ・2時間未満 2,000円
用地交渉手当	電気事業及び工業用水道事業に従事する職員	出張して現地で土地等の所有者又は権利者と直接交渉する業務又は代執行の業務	日額 580円
公物管理手当	電気事業及び工業用水道事業に従事する職員	出張して現地で不法採取者、不法占使用者等に直接接して行う不法占使用の排除、原状回復のための措置等の業務	日額 420円
道路上作業等手当	電気事業及び工業用水道事業に従事する職員	交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持修繕の作業等	日額 300円
感染症防疫作業手当	公営企業局に勤務する職員	口蹄疫等一定の家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	日額 760円

オ 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績（令和５年度決算）	19,574千円
職員１人当たり平均支給年額(令和５年度決算)	408千円
支給実績（令和４年度決算）	14,555千円
職員１人当たり平均支給年額(令和４年度決算)	303千円

- (注) １ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (５年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (５年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	3,350千円	837,600円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	5,075千円	220,630円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	3,351千円	279,250円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	5,183千円	120,539円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	3,280千円	117,158円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	126千円	63,000円

(２)工業用水道事業

①職員給与費の状況

令和５年度決算

総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和４年度の総費用に 占める職員給与費比率
千円 248,162	千円 27,920	千円 40,546	% 16.3	% 17.9

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費 (令和５年度決算)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
人 7	千円 24,635	千円 2,421	千円 10,172	千円 37,228	千円 5,318	千円 6,341

- (注) １ 職員手当には退職給与金を含まない。
 ２ 職員数は、令和６年３月３１日現在の人数である。
 ３ 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業 (工業用水道事業)	36.1歳	294,157円	443,191円
団体平均	44.8歳	342,602円	528,333円

- (注) １ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
 ２ 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの工業用水事業の平均値である（情報提供：総務省）。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業（工業用水道事業）			高 知 県		
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,453千円			1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,546千円		
（令和5年度支給割合） 期末手当 計 2.50月分 (1.35月分)			（令和5年度支給割合） 期末手当 計 2.50月分 (1.35月分)		
勤勉手当 1.85月分 (0.925月分)			勤勉手当 1.85月分 (0.925月分)		
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%		

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営企業（工業用水道事業）			高 知 県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額（令和5年度） （自己都合） － 千円			1人当たり平均支給額（令和5年度） （自己都合） 4,090千円		
（勸奨・定年） － 千円			（勸奨・定年） 22,097千円		

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- 3 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日（国は同年1月1日）から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。
なお、これらの引下げ後、最高限度は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象者は、いません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分		高知県公営企業（工業用水道事業）	
支給実績（令和5年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0%	
手当の種類（手当数）		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高知県公営企業（電気事業）と同じ。			

オ 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績（令和５年度決算）	860千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	123千円
支給実績（令和４年度決算）	1,297千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	185千円

- （注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	1,116千円	279,000円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	446千円	89,122円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	—	0千円	0円

（３）病院事業

①職員給与費の状況

令和５年度決算

総費用（Ａ）	純損益又は実質収支	職員給与費（Ｂ）	総費用に占める職員給与費比率（Ｂ／Ａ）	（参考）令和４年度の総費用に占める職員給与費比率
千円 16,048,984	千円 354,783	千円 7,804,345	% 48.6	% 49.6

職員数（Ａ）	給 与 費				１人当たり給与費（Ｂ／Ａ）	（参考）都道府県平均１人当たり給与費（令和５年度決算）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（Ｂ）		
人 795	千円 3,067,500	千円 1,632,900	千円 1,207,313	千円 5,907,713	千円 7,431	千円 7,713

- （注）１ 職員手当には退職給与金を含まない。
- ２ 職員数は、令和６年３月３１日現在の人数である。
- ３ 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
高知県公営企業（病院事業）	医 師	42.3歳	581,994円	1,420,017円
	看 護 師	41.2歳	324,343円	479,669円
	事務職員	42.6歳	314,820円	411,178円
団体平均	医 師	41.0歳	574,559円	1,449,897円
	看 護 師	40.1歳	312,661円	518,809円
	事務職員	45.4歳	328,324円	528,274円

- （注）１ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいる。
- ２ 「団体平均」とは、都道府県の区分ごとの病院事業の平均値である（情報提供：総務省）。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高知県公営企業（病院事業）			高 知 県		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,505千円			1,546千円		
（令和5年度支給割合）			（令和5年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
計	2.50月分	1.85月分	計	2.50月分	1.85月分
	(1.35月分)	(0.925月分)		(1.35月分)	(0.925月分)
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%～20%			・役職加算 5%～20%		
・管理職加算 10%～20%			・管理職加算 10%～20%		

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職する場合に、勤務した年数及び退職の理由に応じて支給されています。

高知県公営企業（病院事業）			高 知 県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
	（自己都合）	（勸奨・定年）		（自己都合）	（勸奨・定年）
	2,797千円	20,871千円		4,090千円	22,097千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額であり、「自己都合」には任期満了・死亡等に伴うものを含むものである。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 退職手当の支給水準の見直しにより、本県では平成30年2月1日（国は同年1月1日）から、退職手当に係る調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。
なお、これらの引下げ後、最高限度は、国県ともに退職理由を問わず、47.709月となる。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

医師に支給されています。

支給実績（令和5年度決算）		116,024千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		1,115,614円	
支給対象職員	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	20%	104人	16%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

区分		高知県公営企業（病院事業）	
支給実績（令和5年度決算）		223,259千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		358,361円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		79.8%	
手当の種類（手当数）		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	病院に勤務する診療放射線技師等	放射線を人体に対して照射する作業等	日額 230円
感染症病室内作業手当	感染症の患者を入院させる感染症病室に配置されている職員	コレラ等一定の感染症の防疫又は治療の業務	日額 290円
夜間看護等手当	病院に勤務する助産師、看護師、准看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から午前5時までをいう。）において行われる看護等の業務に従事	交替制1回当たりの深夜における勤務時間 ・全部 7,300円 ・4時間以上7時間未満 3,550円 ・2時間以上4時間未満 3,100円 ・2時間未満 2,150円 （深夜における勤務の交替又は救急呼出しに伴う通勤の場合における加算あり。）
回転翼航空機搭乗手当	病院に勤務する職員	救急医療業務のために回転翼航空機に搭乗	1時間当たり1,900円
死体取扱手当	病院に勤務する職員	職務に関連して死体処理作業に従事した場合	日額 1,000円
分べん手当	病院に勤務する産婦人科医師、助産師	分娩の介助、帝王切開等分娩に関する直接の業務に従事した場合	業務1件につき10,000円以内
救急勤務医手当	病院に勤務する医師	救急医療業務に従事した場合	1回10,000円
夜間等医師業務手当	病院に勤務する医師で管理職手当の支給を受ける職員	宿日直手当の支給を受ける勤務を行う職員で手術室、救急室若しくは集中治療室（以下「手術室等」という）での業務に従事した場合又は正規の勤務時間以外の時間において手術室等での業務に従事した場合（救急勤務医手当の支給を受ける場合を含む）	勤務1回につき、当該業務に従事した時間が ・1時間以上6時間未満 2万円 ・6時間以上 3万円
病理細菌取扱手当	病院に勤務する病理細菌技術者	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務	日額 290円
地域医療支援手当	病院に勤務する医師	診療の応援業務に従事した場合	勤務1回につき、当該業務に従事した時間が ・4時間以下 15,000円 ・4時間超 2万円
感染症防疫作業手当	公営企業局に勤務する職員	口蹄疫等一定の家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	日額 760円

オ 時間外勤務手当

定められた勤務時間以外の時間に勤務した職員に支給されています。

支給実績（令和５年度決算）	555,066千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	711千円
支給実績（令和４年度決算）	571,289千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	731千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容	支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	16,864千円	991,976円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難な程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 ・医師 上限額368,800円 ・薬剤師 50,000円 ・看護師等 8,700円			416,642千円	566,089円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	89,501千円	214,631円
住居手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	60,480千円	276,165円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	84,778千円	137,627円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	5,280千円	440,000円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	55,540千円	129,464円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	14,549千円	316,272円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。		同	—	199千円	18,091円